

児童手当制度改正のご案内

令和6年10月分の児童手当から

児童手当の制度が変わります

令和6年10月分の児童手当は原則として令和6年12月12日に支給予定です。



変更点

		改正前		改正後
① 対 象 児 童		中学生※1まで		高校生年代※2まで
② 所 得 制 限		あり		なし
③ 支 給 額 (児童1人あたり月額)	所得制限額 以内	児童手当	3才未満：15,000円 3才以上：10,000円 ※第三子以降は15,000円	児童手当 3才未満：15,000円 3才以上：10,000円 ※第三子以降は 30,000円 裏面③をご参照ください
	所得制限額～ 所得上限額	特例給付	5,000円	
	所得上限額を 超えている	支給なし		
④ 多 子 加 算 算 定 対 象		高校生年代※2まで		大学生年代※3まで
⑤ 支 給 回 数		年3回(10月・2月・6月)		年6回(偶数月)

※1 中学生：平成21年4月2日～平成24年4月1日生まれの子
※2 高校生年代：平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子
※3 大学生年代：平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子
(上記※1～※3はいずれも令和6年度の場合)

手当を受給・増額するための手続きについて

受給・増額を希望するかたの状況によって手続きが異なります。
区公式ホームページに制度改正の詳細を掲載しておりますので、ご確認ください。

区公式ホームページURL

<https://www.city.toshima.lg.jp/261/kosodate/kosodate/teate-jose/2407021655.html>



制度改正の
詳細はこちら

裏面もご覧ください

① 対象児童

高校生年代までの子が支給対象となります

② 所得制限

所得制限が撤廃されます

所得に関係なく、児童手当を受給できます。

③ 支給額

④ 多子加算算定対象

(1) 特例給付が廃止されます

特例給付(児童1人あたり5,000円/月)が廃止され、これまで特例給付を受給していたかたも児童手当を受給できます。

(2) 第三子以降の支給額が30,000円に変更、 加算算定対象が拡大されます

高校生年代までの子が3人目以降の場合、その子の分の支給額が月額30,000円となります。

また、「3人目以降」の判定は、大学生年代*の兄・姉を含めて数えて計算します(以下の【例】もご参照ください)。

【例】子が大学生(20歳)、高校生(16歳)、中学生(13歳)の場合

第一子
大学生(20歳)
支給なし



第二子
高校生(16歳)
10,000円/月



第三子
中学生(13歳)
30,000円/月



※大学生でない場合(専門学校生、短大生、就職しているが父母等が養育し生計費を負担している場合等)も対象となります。

※別居の場合も加算対象となります。ただし、国外に居住している場合は一部の例外(留学)を除き対象外となります。

※受給者となる父母等が養育をしていない子の分は、数えずに計算されますのでご注意ください。

⑤ 支給回数

支給が年6回に変更となります。

これまで年3回(10月・2月・6月)支給していましたが、年6回(偶数月)に変更となります。

また、年度の切り替え月が6月から8月に変更となります。

**豊島区 子ども家庭部 子育て支援課
児童手当制度改正専用コールセンター**

電話：03-4566-4124 (直通)

【コールセンター開設期間・時間】 令和6年10月31日(木)まで 月曜～金曜(祝日を除く)8:30～17:00